

**蔵王山の噴火活動が活発化した場合の  
山形市避難計画**

**平成29年1月**

**山形市**

## 目 次

<b>第 1 計画策定の趣旨等</b>	<b>P. 1</b>
1 避難計画作成の目的	P. 1
<b>第 2 融雪型火山泥流の避難計画</b>	<b>P. 1～P. 10</b>
1 避難計画策定の対象となる噴火警報について	P. 1
2 住民避難を想定した準備	P. 1～P. 5
3 住民避難時の対応	P. 5～P. 10
<b>第 3 降灰後の土石流の避難計画</b>	<b>P. 11～P. 16</b>
1 避難計画の対象となる状況	P. 11
2 住民避難を想定した準備	P. 11～P. 13
3 住民避難時の対応	P. 13～P. 14
4 観光客の避難対策	P. 14～P. 16

### 【別添資料】

資料 1	融雪型火山泥流の被害想定区域
資料 2	避難情報の伝達体制
資料 3	避難情報の伝達例文
資料 4	航空部隊離着陸場一覧表
資料 5	降灰後の土石流の被害想定区域
資料 6	避難情報の伝達体制
資料 7	避難情報の伝達例文

## 第1 計画作成の趣旨等

### 1 避難計画作成の目的

蔵王山において積雪期に噴火の発生又はそのおそれがある場合、「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」（噴火警戒レベル4又は5）が発表される。融雪型火山泥流が発生した場合、山形市においては須川沿いの居住地域に泥流が溢れ出ることが想定されている。よって、融雪型火山泥流が発生し、又は発生が予想される場合の避難計画を策定するものである。

また、噴火による降灰後に大雨が降った場合、蔵王温泉の祓川流域において土石流が居住地域に溢れ出ることが予想されることから、この地域について降灰後の土石流が発生し、又は発生が想定される場合の避難計画を策定するものである。

## 第2 融雪型火山泥流の避難計画

### 1 避難計画策定の対象となる噴火警報について

○積雪期（冬場）の影響範囲と避難単位

噴火警報・予報	レベル (キーワード)	現象	想定される影響範囲	居住地域の避難単位
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	レベル5 (避難)	融雪型火山泥流	須川流域	南山形地区 蔵王地区 南沼原地区 本沢地区
	レベル4 (避難準備)			

## 2 住民避難を想定した準備

### (1) 避難情報の発令基準

#### ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

市長は、噴火発生のおそれ及び融雪型火山泥流発生のおそれがあると山形地方气象台等関係機関から連絡を受けた場合又は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」（噴火警戒レベル4）が発表された場合は、必要に応じ、被害が想定される居住地域（以下「避難区域」という。）に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

#### イ 避難勧告の発令基準

市長は、噴火が発生し「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」（噴火警戒レベル5）が発表された場合は、避難区域に対して「避難勧告」を発令する。

#### ウ 避難指示（緊急）の発令基準

市長は、融雪型火山泥流の発生が確認された場合は、避難区域に対して「避難指示（緊急）」を発令する。

#### エ 対象区域

資料1 融雪型火山泥流の被害想定区域

#### オ 対象区域内の世帯数、人口及び要支援者数（地区及び町内会・自治会別）

地区	町内会・自治会名	世帯数	人口	要支援者数
南山形	黒沢	26	67	5
	松原	86	230	15
	南山形住宅	255	684	46
	県分住宅	81	202	14
	市営住宅	135	274	18
	県営住宅	52	113	8
	新南山形住宅団地	145	440	29
	蔵王駅前	281	765	51
	蔵王第二	69	169	11
	下谷柏	37	134	9
	片谷地	51	155	10
	計	1,218	3,233	216
蔵王	桜田西	159	457	32
	桜田南	113	229	16
	成沢第2	36	101	7
	成沢第6	142	399	28
	成沢西	155	409	29
	計	605	1,595	112
南沼原	吉原	77	208	12
	沼木新町	23	66	4
	第2沼木パークタウン	56	164	10
	東前明石	24	74	4
	計	180	512	30
本沢	前明石	7	25	2
	計	7	25	2
合計		2,010	5,365	359

## (2) 避難に関する情報の伝達

### ア 伝達方法

- (ア) 緊急速報メール
- (イ) 山形市防災情報メールマガジン
- (ウ) 防災ラジオ
- (エ) 山形市ホームページ
- (オ) 広報車
- (カ) 報道機関への要請
- (キ) 避難区域に係る自主防災組織及び自治組織の代表者への電話連絡
- (ク) 教育施設、社会福祉施設、宿泊施設、検診施設及び大規模集客施設等への電話等による連絡

### イ 避難情報の伝達体制

資料2 避難情報の伝達体制

### ウ 避難情報の伝達内容

伝達する避難情報の内容は、次に示す項目について地域特性や住民等が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。

- (ア) 避難の理由、可能性のある現象（融雪型火山泥流）
- (イ) 避難が必要な区域
- (ウ) 避難の切迫性
- (エ) 避難先
- (オ) 避難方法、避難手段（避難行動要支援者の支援に関する事項、避難経路等も含む。）

エ 避難情報の伝達例文

資料3

### (3) 一時避難場所の開設

「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」（噴火警戒レベル4又は5）の発表若しくは融雪型火山泥流が発生した際に開設する一時避難場所は、次のとおりとする。

また、市長は、一時避難場所の開設に合わせ、南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区に防災支部を開設する。

※通常、南山形地区の防災支部は南山形コミュニティセンターに開設するが、当該施設は、避難区域内に位置することから、第九中学校に開設するものとする。

※元木公民館は滝山地区に位置するが、蔵王地区の避難区域に近接していることから、一時避難場所を開設する。ただし、滝山地区の防災支部は開設せず、蔵王地区の防災支部の管轄に入るものとする。

《開設する一時避難場所》

施設名	所在地 電話	管理者	備考
第九中学校	津金沢字中谷地 657 688-2220	学校長	南山形地区 防災支部併設
みはらしの 丘小学校	みはらしの丘三丁目 4 689-0181	学校長	南山形地区
蔵王コミュ ニティセン ター	蔵王半郷 1028 688-2120	所長	蔵王地区 防災支部併設
蔵王第一小 学校	成沢西四丁目 3-17 688-2210	学校長	蔵王地区
蔵王第一中 学校	蔵王南成沢 34 688-2516	学校長	蔵王地区
桜田小学校	桜田東一丁目 1-30 624-5083	学校長	蔵王地区
元木公民館	元木三丁目 4-8 631-6551	館長	滝山地区
南沼原コミ ュニティセ ンター	南館西 19-11 644-3212	所長	南沼原地区 防災支部併設

南沼原小学校	富の中一丁目 1-4 643-3010	学校長	南沼原地区
第十中学校	若宮一丁目 10-12 643-1236	学校長	南沼原地区
本沢コミュニティセンター	大字長谷堂 1070 - 1 688-2310	所長	本沢地区 防災支部併設

#### (4) 避難手段と市避難所の開設

##### ア 避難手段

避難場所への避難手段は、原則として、徒歩又は自家用車（相乗りを含む。）による自力避難とする。

避難行動要支援者については、山形市避難行動支援制度を基本に、地区内における協力・支援を受け避難する。

##### イ 市避難所の開設

市長は、「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」（噴火警戒レベル4又は5）の発表若しくは融雪型火山泥流の発生により、避難情報を発令した場合には、直ちに次の市避難所を開設する。

また、市長は、市避難所の開設に合わせ、南山形地区、蔵王地区、南沼原地区及び本沢地区に防災支部を開設する。

※通常、南山形地区の防災支部は、南山形コミュニティセンターに開設するが、当該施設は、避難区域内に位置することから、第九中学校に開設するものとする。

※元木公民館は滝山地区に位置するが、蔵王地区の避難区域に近接していることから、市避難所を開設する。ただし、滝山地区の防災支部は開設せず、蔵王地区の防災支部の管轄に入るものとする。

##### 《開設する市避難所》

施設名	所在地 電話	管理者	収容 (面積、人数)	備考
第九中学校	津金沢字中谷地 657 688-2220	学校長	1,682 m <sup>2</sup> 420 人	南山形地区 防災支部併設
みはらしの丘小学校	みはらしの丘三丁目 4 689-0181	学校長	1,565 m <sup>2</sup> 390 人	南山形地区
蔵王コミュニティセンター	蔵王半郷 1028 688-2120	所長	1,049 m <sup>2</sup> 260 人	蔵王地区 防災支部併設
蔵王第一小学校	成沢西四丁目 3-17 688-2210	学校長	1,051 m <sup>2</sup> 260 人	蔵王地区

蔵王第一中学校	蔵王南成沢 34 688-2516	学校長	1,797 m <sup>2</sup> 440 人	蔵王地区
桜田小学校	桜田東一丁目 1-30 624-5083	学校長	1,685 m <sup>2</sup> 420 人	蔵王地区
元木公民館	元木三丁目 4-8 631-6551	館長	1,753 m <sup>2</sup> 430 人	滝山地区
南沼原コミュニティセンター	南館西 19-11 644-3212	所長	1,099 m <sup>2</sup> 270 人	南沼原地区 防災支部併設
南沼原小学校	富の中一丁目 1-4 643-3010	学校長	1,080 m <sup>2</sup> 270 人	南沼原地区
第十中学校	若宮一丁目 10-12 643-1236	学校長	2,384 m <sup>2</sup> 590 人	南沼原地区
本沢コミュニティセンター	大字長谷堂 1070 - 1 688-2310	所長	616 m <sup>2</sup> 150 人	本沢地区 防災支部併設

### 3 住民避難時の対応

#### (1) 事前避難

市長が「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した際に、住民等が自主的に避難する場合の対応は、次のとおりとする。

##### ア 避難の呼びかけ及び避難支援

自主防災組織は、避難のための準備をするよう呼びかけを行うとともに、必要に応じて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市長は、当該地区に係る避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するものとする。

##### イ 一時避難場所及び市避難所の開設

2- (3)、(4)に記載のとおり。

##### ウ 市避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は必要に応じて行う。

#### (2) 避難勧告又は避難指示（緊急）による避難

市長が「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令した際に、住民等が避難する場合の対応は次のとおりとする。

##### ア 避難行動

避難に際しては、避難区域の外側に退避することを最優先とし、退避後は、一時避難場所、市避難所、地区が定める避難場所その他安全な屋内施設等に移動するものとする。

##### イ 避難誘導

地区ごとの避難誘導は、当該地区の自主防災組織等が行う。避難行動要支援者の避難誘導は、山形市避難行動支援制度を基本に、地区内における協力・支援体制に努めるものとする。

市長は、当該地区に係る避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するものとする。

ウ 一時避難場所及び市避難所の開設

2 - (3)、(4)に記載のとおり

エ 市避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は必要に応じて行う。

### (3) 状況に応じた避難行動の判断

避難情報が夜中や荒天時に発令された場合でも、一時避難場所、市避難所、地区が定める避難場所その他安全な屋内施設等へ移動することを基本とするが、住民はそれぞれの状況に応じて垂直避難などの対応を自ら行うこと。

### (4) 避難区域外への距離、所要時間等

避難区域外への距離、所要時間等は、次のとおりである。(距離及び所要時間は避難区域内で最も遠い場所)

また、一時避難場所・市避難所の位置及び避難方向は資料1のとおりである。

※所要時間は徒歩による移動(1km/15分)として計算

#### 【南山形地区】

町内会・自治会名	世帯数	人口	避難区域外への距離及び所要時間
黒沢	26	67	500m/8分
松原	86	230	250m/4分
南山形住宅	255	684	550m/8分
県分住宅	81	202	700m/9分
市営住宅	135	274	450m/7分
県営住宅	52	113	350m/5分
新南山形住宅団地	145	440	500m/8分
蔵王駅前	281	765	300m/5分
蔵王第二	69	169	450m/7分
下谷柏	37	134	450m/7分
片谷地	51	155	500m/8分

#### 【蔵王地区】

町内会・自治会名	世帯数	人口	避難区域外への距離及び所要時間
桜田西	159	457	300m/5分
桜田南	113	229	500m/8分
成沢第2	36	101	250m/4分
成沢第6	142	399	350m/5分
成沢西	155	409	200m/3分



【南沼原地区】

町内会・自治会名	世帯数	人口	避難区域外への距離及び所要時間
吉原	77	208	150m／3分
沼木新町	23	66	200m／3分
第2沼木パークタウン	56	164	150m／3分
東前明石	24	74	100m／3分

【本沢地区】

町内会・自治会名	世帯数	人口	避難区域外への距離及び所要時間
前明石	7	25	100m／3分

(5) 突発的な噴火への対応

突発的な噴火が発生した場合、積雪期においては融雪型火山泥流に注意する必要があるが、避難準備・高齢者等避難開始から避難勧告又は避難指示（緊急）などの段階的な避難情報を発令することができず、十分な避難時間を確保できない事態も想定しておく必要がある。

避難情報の発令の有無にかかわらず、融雪型火山泥流からの避難で十分な時間がないときは、直ちに地区内の河川沿いから離れた場所等に一時的に避難し自分の安全を確保するよう、平常時より周知に努めるものとする。

(6) 避難ができなくなった人たちの安全対策

ア 住民等の救助

融雪型火山泥流等により避難経路が閉ざされた場合は、自主防災組織等が市に連絡する。

市は状況に応じ、消防による救助のほか、警察又は消防防災ヘリコプター等による救助を要請する。

イ 自衛隊災害派遣要請による救助

市長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、山形県知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

【要請先】

要請先	緊急連絡先	備考
山形県警察本部地域課	630-2939	
山形県消防防災航空隊	0237-47-3275	

【ヘリコプター離着陸場】

資料4 航空部隊離着陸場一覧表に記載の離着陸場から状況に応じて選定するものとする。

(7) 避難に際し住民のとるべき行動

住民は、自らが自己の責任において行動すべき内容について理解しておくものとする。また、行政からの避難情報伝達、避難呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

ア 住民及び自主防災組織等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所

等を事前に把握しておく。

イ 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておくこと。

ウ 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。

エ 親戚、知人の元に避難するときは、自主防災組織等に可能な範囲で避難先及び連絡先を報告すること。

## (8) 教育施設、社会福祉施設、検診施設、宿泊施設、その他大規模集客施設等の避難対策

(9) 【該当施設】各表に記載した施設は、避難情報を発令した旨の連絡を受けた場合又はその発令を確認した場合は、以下の対応により生徒、施設利用者等の安全確保に努めるものとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合

(ア) 生徒、施設利用者等が帰宅している（家庭にいる）場合

校長、施設長等に対して休校、施設の閉鎖を指示する。

(イ) 生徒、施設利用者等が学校、施設等にいる場合

校長、施設長等に対し直ちに授業、施設の利用を中止し、学校、施設等がそれぞれ定める避難場所まで避難するよう指示するものとする。

イ 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合

(ア) 生徒、施設利用者等が帰宅している（家庭にいる）場合

学校、施設等に対して休校、施設の閉鎖を指示するものとするが、指示がない場合においても校長、施設長等が、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されたことを確認した場合には、直ちに休校、施設を閉鎖する。

生徒、施設利用者等は、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されたことを確認した場合は、登校を要せず、家族と一緒に避難するものとする。

(イ) 生徒、施設利用者等が学校、施設等にいる場合

生徒、施設利用者等に対し直ちに授業、施設の利用を中止し、学校、施設等が定める避難場所まで避難するよう指示するものとする。

(ウ) 施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、生徒、施設利用者等を建物の上階等に移動させること。

## (9) 教育施設、社会福祉施設、検診施設、宿泊施設、その他大規模集客施設等への周知

教育施設、社会福祉施設、検診施設、宿泊施設、その他大規模集客施設等に関する市関係部署は、避難情報を発令した旨の連絡を受けた場合又はその発令を確認した場合は、避難区域内にある下記施設に対して電話連絡等により避難情報の周知を行うものとする。

### 【該当施設】

①学校・幼稚園・保育園

名称	所在地 電話	連絡者
東海大学山形高等学校	成沢西三丁目 4-5 688-3022	総務部 防災対策課
南山形小学校	大字松原字東河原 188 688-2430	教育委員会 管理課
学校法人 菅藤学園 みなみやまがた幼稚園	大字松原 159-4 688-2231	子育て推進部 子ども保育課

学校法人 龍華学園 ひまわり幼稚園	大字片谷地 59 688-2330	子育て推進部 子ども保育課
社会福祉法人 愛育会 南山形すくすく保育園	大字松原 159 688-2524	子育て推進部 子ども保育課
学校法人 龍華学園 ひまわり保育園	大字片谷地 59 666-6121	子育て推進部 子ども保育課

## ②社会福祉施設

名称	所在地 電話	連絡者
山形県コロニーセンター	桜田南 1-19 641 - 7335	福祉推進部 障がい福祉課
山形市老人福祉センター 黒沢いこい荘	大字黒沢字中川原 541 688 - 9060	福祉推進部 長寿支援課
社会福祉法人友愛会 天然温泉 湯の郷くろさわ	大字黒沢 547 - 67 674-0039	福祉推進部 長寿支援課
天然温泉デイサービス センターくろさわ	大字黒沢 440 689-9630	福祉推進部 長寿支援課

## ③検診施設

名称	所在地 電話	連絡者
公益財団法人やまがた健康推進機構 山形検診センター	蔵王成沢字向久保田 2220 688-6511	市民生活部 健康課

## ④宿泊施設

名称	所在地 電話	連絡者
黒沢温泉喜三郎	大字黒沢 319-1 688-5885	商工観光部 観光物産課
悠湯の郷ゆさ	大字黒沢 319-2 688-4411	商工観光部 観光物産課
栄の宿 一陽館	大字黒沢 253 - 1 688 - 4492	商工観光部 観光物産課

## ⑤その他の不特定かつ多数の者が利用する施設等

名称	所在地 電話	連絡者
の一きれん自動車学校	成沢西三丁目 1-62 688-2148	総務部 防災対策課

蔵王自動車学園	蔵王松ヶ丘一丁目 656-2 688 - 3311	総務部 防災対策課
おーばん桜田南店	桜田南 2-5 632-1129	総務部 防災対策課

### 第3 降灰後の土石流の避難計画

#### 1 避難計画策定の対象となる状況

##### (1) 蔵王山の噴火による降灰

蔵王温泉地区に概ね10センチメートル以上の降灰が確認された場合

##### (2) 降灰後の土石流に関する影響範囲

資料5 降灰後の土石流の被害想定区域

#### 2 住民避難を想定した準備

##### (1) 避難情報の発令基準

###### ア 避難準備・高齢者等避難開始の発令基準

市長は、大雨警報（土砂災害）の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合は、必要に応じ、避難区域に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

###### イ 避難勧告の発令基準

市長は、土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流の発生のおそれがあると判断した場合は、避難区域に対して「避難勧告」を発令する。

###### ウ 避難指示（緊急）の発令基準

市長は、土石流が発生した場合は、避難区域に対して「避難指示（緊急）」を発令する。

###### エ 対象区域

1－(2)のとおり 資料5

###### オ 対象区域内の世帯数、人口及び要支援者数

###### 【蔵王温泉地区】

自治組織名	世帯数	人口	要支援者数
蔵王温泉町内会	36	43	3

##### (2) 避難に関する情報の伝達

###### ア 伝達方法

- (ア) 緊急速報メール
- (イ) 山形市防災情報メールマガジン
- (ウ) 山形市ホームページ
- (エ) 広報車
- (オ) 報道機関への要請
- (カ) 蔵王温泉町内会、蔵王温泉自主防災会、蔵王温泉観光協会、蔵王温泉旅館組合及び索道事業者への電話連絡

###### イ 避難情報の伝達体制

資料6 避難情報の伝達体制

###### ウ 避難情報の伝達内容

伝達する避難情報の内容は、次に示す項目について地域特性や住民等が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。

- (ア) 避難の理由、可能性のある現象（土石流）
- (イ) 避難が必要な区域
- (ウ) 避難の切迫性
- (エ) 避難先
- (オ) 避難方法、避難手段（避難行動要支援者の支援に関する事項、避難経路等も含む。）

###### エ 避難情報の伝達例文

### (3) 一時避難場所の開設

大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報の発表その他の状況の場合に開設する一時避難場所は、次のとおりとする。また、市長は、一時避難場所の開設に合わせ、蔵王第三小学校・第二中学校に防災支部を開設する。

※ 蔵王温泉地区の一時避難場所は蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校であるが、蔵王体育館は土砂災害警戒区域内に位置することから、一時避難場所として使用しないものとする。

また、蔵王地区の防災支部は、通常蔵王コミュニティセンターに開設するが、降灰後の土石流の場合は、発生が蔵王温泉地区に限定されることから、蔵王第三小学校・第二中学校に開設するものとする。

《開設する一時避難場所》

施設名	所在地 電話	管理者	備考
蔵王第三小学校・ 第二中学校	蔵王温泉字丈二田 727 694-9042	学校長	防災支部併設

**既に土石流が発生又は前兆現象が発生するなどのため、蔵川左岸から上記一時避難場所への移動が危険となった場合は、下記の施設に一時避難を行うものとする。**

施設名	所在地 電話	管理者	備考
蔵王アストリアホテル	山形市蔵王温泉字横倉外 5 国有林 2 3 6 林班 694-9603	蔵王ロープウェイ 株式会社	

### (4) 避難手段と市避難所の開設

#### ア 避難手段

避難場所への避難手段は、原則として、徒歩又は自家用車（相乗りを含む。）による自力避難とする。

避難行動要支援者については、山形市避難行動支援制度を基本に、地区内における協力・支援を受け避難する。

#### イ 市避難所の開設

市長は、大雨警報（土砂災害）又は土砂災害警戒情報の発表その他の状況により土石流発生のおそれがあると判断し、避難情報を発令した場合には、直ちに次の市避難所を開設する。

また、市長は、市避難所の開設に合わせ、蔵王第三小学校・第二中学校に防災支部を開設する。

※ 蔵王温泉地区の市避難所は蔵王体育館及び蔵王第三小学校・第二中学校であるが、蔵王体育館は土砂災害警戒区域内に位置することから、市避難所として使用しないものとする。

また、蔵王地区の防災支部は、通常蔵王コミュニティセンターに開設するが、降灰後の土石流の場合は、発生が蔵王温泉地区に限定されることから、蔵王第三小学校・第二中学校に開設するものとする。

《開設する市避難所》

施設名	所在地 電話	管理者	収容 (面積、人数)	備考
蔵王第三小学校・ 第二中学校	蔵王温泉字丈二田 727 694-9042	学校長	804 m <sup>2</sup> 200 人	防災支部併設

### 3 住民避難時の対応

#### (1) 事前避難

市長が「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した際に、住民等が自主的に避難する場合の対応は、次のとおりとする。

##### ア 避難の呼びかけ及び避難支援

自主防災組織は、避難のための準備をするよう呼びかけを行うとともに、必要に応じて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市長は、当該地区に係る避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するものとする。

##### イ 一時避難場所及び市避難所の開設

2－(3)、(4)に記載のとおり。

##### ウ 市避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は必要に応じて行う。

#### (2) 避難勧告又は避難指示（緊急）による避難

市長が「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令した際に、住民等が避難する場合の対応は次のとおりとする。

##### ア 避難行動

避難に際しては、避難区域の外側に退避することを最優先とし、退避後は、一時避難場所、市避難所、地区が定める避難場所その他安全な屋内施設等に移動するものとする。

##### イ 避難誘導

地区ごとの避難誘導は、当該地区の自主防災組織等が行う。避難行動要支援者の避難誘導は、山形市避難行動支援制度を基本に、地区内における協力・支援体制に努めるものとする。

市長は、当該地区に係る避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するものとする。

##### ウ 一時避難場所及び市避難所の開設

2－(3)、(4)に記載のとおり

##### エ 市避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は必要に応じて行う。

#### (3) 状況に応じた避難行動の判断

避難情報が夜中や荒天時に発令された場合でも、一時避難場所、市避難所、地区が定める避難場所その他安全な屋内施設等へ移動することを基本とするが、住民はそれぞれの状況に応じて垂直避難などの対応を自ら行うこと。

#### (4) 避難区域外への距離、所要時間等

避難区域外への距離、所要時間等は、次のとおりである。（距離及び所要時間は避難区域

内で最も遠い場所)

また、一時避難場所・市避難所の位置及び避難方向は資料5のとおりである。

※所要時間は徒歩による移動（1km/15分）として計算

地域	世帯数	人口	避難区域外への距離及び所要時間
祇川右岸	21	26	550m/8分
祇川左岸→右岸	15	17	600m/8分

祇川左岸から蔵王第三小学校・第二中学校への避難が困難となった場合

地域	世帯数	人口	避難区域外への距離及び所要時間
祇川左岸	15	17	550m/8分

#### (5) 避難ができなくなった人たちの安全対策

##### ア 住民等の救助

土石流により避難経路が閉ざされた場合は、自主防災組織等が市に連絡する。

市は状況に応じ、消防による救助のほか、警察又は消防防災ヘリコプター等による救助を要請する。

##### イ 自衛隊災害派遣要請による救助

市長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山形県知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

##### 【要請先】

要請先	緊急連絡先	備考
山形県警察本部地域課	630-2939	
山形県消防防災航空隊	0237-47-3275	

##### 【ヘリコプター離着陸場】

資料4 航空部隊離着陸場一覧表に記載の離着陸場から状況に応じて選定するものとする。

#### (6) 避難に際し住民のとりべき行動

住民は、自らが自己の責任において行動すべき内容について理解しておくものとする。

また、行政からの避難情報伝達、避難呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

ア 住民及び自主防災組織等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておく。

イ 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておくこと。

ウ 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。

エ 親戚、知人の元に避難するときは、自主防災組織等に可能な範囲で避難先及び連絡先を報告すること。

#### 4 観光客の避難対策

##### ア 避難に関する情報の伝達

- ・2-(2)-ア-(カ)による連絡を受け、蔵王温泉観光協会及び索道事業者が所有する屋外スピーカーでの避難の呼びかけ



- ・蔵王温泉旅館組合から FAX 等による宿泊施設等への一斉連絡
- ・宿泊施設等での利用者への情報提供

【索道施設】

名称	所在地 電話	備考
蔵王ロープウェイ山麓駅	蔵王温泉 229 - 3 693 - 0789	

【宿泊施設】

名称	所在地 電話	備考
蔵王国際ホテル	蔵王温泉 933 694 - 2111	
みはらしの宿 故郷	蔵王温泉清水坂 890 - 1 694 - 2255	
ペンションビーハイブ	蔵王温泉 932 - 10 694 - 2100	
キャンドル	蔵王温泉 935 - 18 694 - 9883	
ホテル喜らく	蔵王温泉 935 - 25 694 - 2222	
ロッジふうたろう	蔵王温泉字川前 934 - 26 694 - 9872	
山麓ヒュッテ	蔵王温泉 1118 - 1 694 - 9445	
竜山荘	蔵王温泉 938 - 4 694 - 9457	
ホテル蔵王	蔵王温泉 963 694 - 9191	
しあわせ荘	蔵王温泉 935 - 8 694 - 9506	
ホテル松金屋アネックス	蔵王温泉 1267 - 16 694 - 9706	

【レストハウス等】

名称	所在地 電話	備考
音茶屋	蔵王温泉 935 694 - 9081	
レストラン横倉	蔵王温泉 229 694 - 9296	
もってのほか	蔵王温泉 1118 - 1 694 - 9458	
蔵王四季のホテル外湯	693 - 1211	
季の里外湯	694 - 2288	

イ 一時避難場所

帰宅困難となった観光客を対象として、以下の一時避難場所を開設する。

①対象：帰宅困難となった観光客

②一時避難場所

2－(3)に記載のとおり。ただし、祓川左岸に滞在する観光客が、右岸の一時避難場所への移動が困難な場合は、蔵王アストリアホテルに一時避難を行うものとする。

③一時避難場所への誘導方法

・蔵王温泉地区内の観光客に対しては、蔵王温泉観光協会及び索道事業者の屋外スピーカーからの放送により避難誘導を行う。

・宿泊施設及びその他施設利用者については、当該施設管理者が避難誘導を行う。

ウ 輸送対策

帰宅困難となった観光客のうち、交通手段の確保が必要な場合は、輸送事業者に協力を依頼する。

《別添資料》

資料1	融雪型火山泥流の被害想定区域
資料2	避難情報の伝達体制
資料3	避難情報の伝達例文
資料4	航空部隊離着陸場一覧表
資料5	降灰後の土石流の被害想定区域
資料6	避難情報の伝達体制
資料7	避難情報の伝達例文